

行政評価における第三者評価について(案)

1 目的

市が実施する内部評価について、評価結果が「市民感覚と乖離していないか、現状を肯定する甘い評価となっていないか」、また「事業の内容等を分かりやすく説明しているか」などについて、第三者（市民）から意見を求める制度を導入することにより、内部評価の客観性と評価内容の透明性・信頼性を確保することを目的とする。

* 内部評価

一次評価	所管課及び企画財政課
二次評価	(仮称)行政評価会議

2 第三者評価の対象

本市においては、施策分野ごとに「分野別指標」、施策ごとに「満足度」を設定しているが、これらは市（行政）が行う取り組みに必ずしも直結せず、指標（数値）の変化も数年に一度しか把握できないといった制約がある。このため、第三者評価の対象を「施策・事業」とし、総合計画基本計画に位置づけられた事業の中から、次の基準に基づき、毎年度、各部が5項目程度ずつ選定する。

評価の対象

総合計画基本計画に計上した事業

予算額が大きい事業、一般財源が多額な事業、予算の伸びが顕著な事業

評価対象から除外するもの

法令で義務付けられている事業(市としての裁量の余地が少ないもの。)

国・県等の制度にもとづく事業

政策的な判断を伴わない事業

評価対象別の特徴

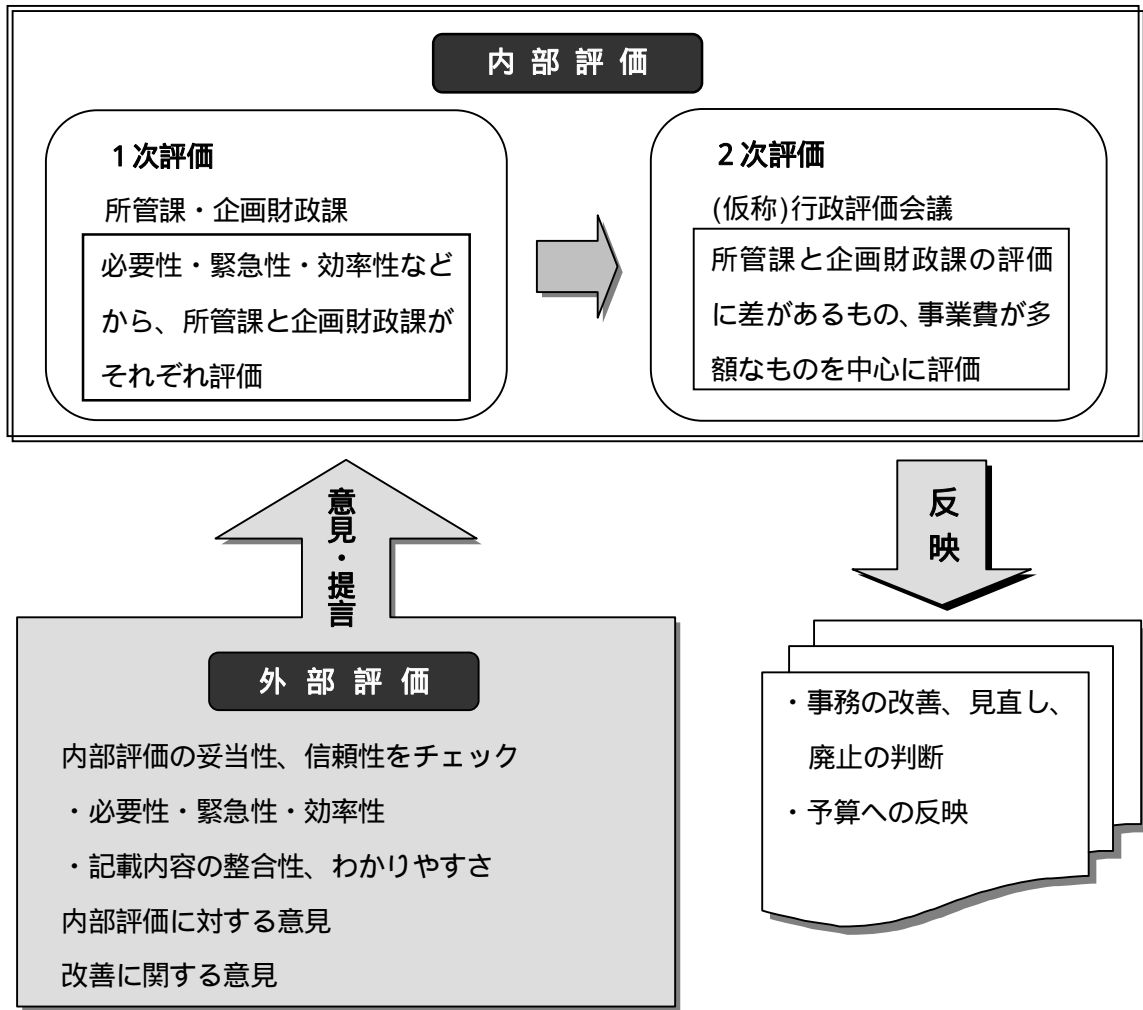
項目	長 所	短 所
分野別指標	市（行政）の施策にとらわれることなく、下野市の状況を数値で把握できる。	市の施策や事業と指標の変動は一致しない場合があり、行政施策の変更や改善に寄与しにくい。 数値によっては、数年に一度しか把握されず、毎年の検証が難しい。
満 足 度	市民の意向をストレートに反映した指標となる。 市が関与するあらゆる施策に関して、満足度を設定できる。	市の施策や事業と満足度の変動は一致しない場合があり、行政施策の変更や改善に寄与しにくい。 市民の関心が高いものと低いものがあり、必ずしも満足度による把握が適当でないものもある。
施策・事業	市の施策・事業そのものが評価対象となるため、行政の改革・改善に結びつきやすい。 現在実施中の事業に加え、今後行う予定の事業も評価対象となりえる。	市の施策・事業は多岐にわたり、数が非常に多い。 (第三者評価が全施策・事業を対象とすることはできない。)

3 外部評価の役割

外部評価は、市が実施した内部評価について、その評価の妥当性を“市民の視点”から検証することにより、より効果的・効率的な改善策等を提言するとともに、行政評価における第三者評価制度に関し必要な意見・提言を行う。

なお、外部評価は、内部評価に対して外部からの客観的な意見・提言を得ることを目的とするため、事業の継続、改善、廃止等の直接的な判断をするものとはしない。

外部評価イメージ



外部評価の特徴と課題

	特 徴	課 題
市の評価結果に対する評価 (チェック)	評価結果への意見表明のため、委員の時間的負荷が少なく、専門的知識は必ずしも必要ない。 比較的、少人数でも可能 委員同士の意見調整は、必ずしも必要ない。	評価結果に対する意見表明のため、評価対象事業のあり方を根本から議論し評価することが難しい。
事業そのものに対する評価	評価対象事業のあり方を根本から議論し評価するので、事業の縮小・廃止等重要な意思表示が可能になる。	事業の縮小・廃止等重要な意思表示となるので、事業内容の説明や質疑に多くの時間が必要となる。 意見の相違から、見解の統一ができない可能性がある。

4 第三者評価者（外部評価者）

行政改革推進委員会において、評価する。

タイプ別第三者評価者（外部評価者）の特徴

	長 所	短 所
専門家委員 タイプ	専門的知識で客観的な評価が可能 評価技法の改善の面で効果が大きい。	“市民の視点” “幅広い生活に密着した市民感覚” での評価に弱点がある。 専門性が優先され、地域の実情が考慮されにくい。
専門家・市民委員混合 タイプ	専門家委員タイプの弱点である “市民の視点” からの評価がある程度カバーできる。	多様な意見を持つ専門家と市民が参加するため、同じ土俵で議論になりやすく、議論が拡散する可能性がある。 意見表明が専門家など、特定者に限られる恐れがある。
市民委員 タイプ	“市民の視点” “幅広い生活に密着した市民感覚” による評価という点で優れている。	専門的視野からの評価は難しい。 各々の施策について、その受益者の観点に偏る可能性がある。

5 評価の視点

市が実施した内部評価について、主に次の視点から各施策・事業の妥当性を評価する。

必要性

- ・市民ニーズは大きいか。
- ・行政で実施するのが妥当か。

緊急性

- ・事業を引き続き実施する必要があるか。
- ・新たに事業を実施する必要があるか。

効率性

- ・事業執行に際して、ムダが生じていないか。
- ・経費に見合った効果が期待できるか。

- ・適切な事業規模か。
- ・受益と費用負担は公平か。
- ・受益に対する負担は適切か。

6 評価の方法

事務事業評価シートに基づき、担当部・課長等とのヒアリングを実施する。ヒアリング実施後、委員による協議を行い、意見の集約を図った上で評価結果を取りまとめる。

7 評価会議

毎年度、10月から11月にかけて4回程度開催する。

- | | |
|-----|-------------------|
| 第1回 | 評価対象事務事業の説明、ヒアリング |
| 第2回 | 〃 |
| 第3回 | 〃 |
| 第4回 | 評価結果の取りまとめ |

8 行政評価と議会・監査委員との関係

行政評価と議会との関係

評価と議会のチェック機能は並列的な関係と捉えられ、外部の第三者評価と議会は、それぞれ別の観点からチェックを行い、互いの情報を共有する関係と言える。

また、外部評価はあくまで必要性・緊急性・効率性に関して、市長が委任した意見表明の機関であり、行政運営及び議会に対して重要な情報提供を行うものである。評価と議会の議決は、あくまで別のものと位置づけ、評価結果はその後の計画策定や予算査定の参考資料として機能する。

行政評価と監査との関係

監査は、基本的に財務上の事務手続等が適正かどうか、財政運営全般にわたって健全性を保っているか等の観点から実施されるもので、成果の検証・政策判断の前提となる事業の優先度を検討する行政評価とは別の役割を担っている。このため、行政評価に際し、監査の結果を参考にするという場面は想定されるが、基本的にはそれぞれが相互に参考にする関係にある。

9 評価の公表

第三者評価の結果の概要について、市ホームページ、広報紙で公表する。

10 意見の反映

事務事業評価に対する意見・提言は、翌年度以降の事務・事業実施及び内部評価等
際し参考とする。

参 考

行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)における位置づけ

市が行う事務事業について、その有効性、効率性を一定の指標を用いて評価する「行政評価システム」を平成 18 年度から検討・研修を始め、平成 19 年度で一部試行的に、平成 20 年度から全事務事業を対象に導入する。また、成果重視、経営意識、説明責任の観点と、住民満足度の高い行政サービス提供のため、第三者機関による事務事業の評価を取り入れたシステムを検討する。

< 実施年度 > 平成 19 年度 検討 平成 20 年度 導入